

第三期 湯沢町子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

(次世代育成支援行動計画・放課後児童対策・こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画)
令和7年度～11年度

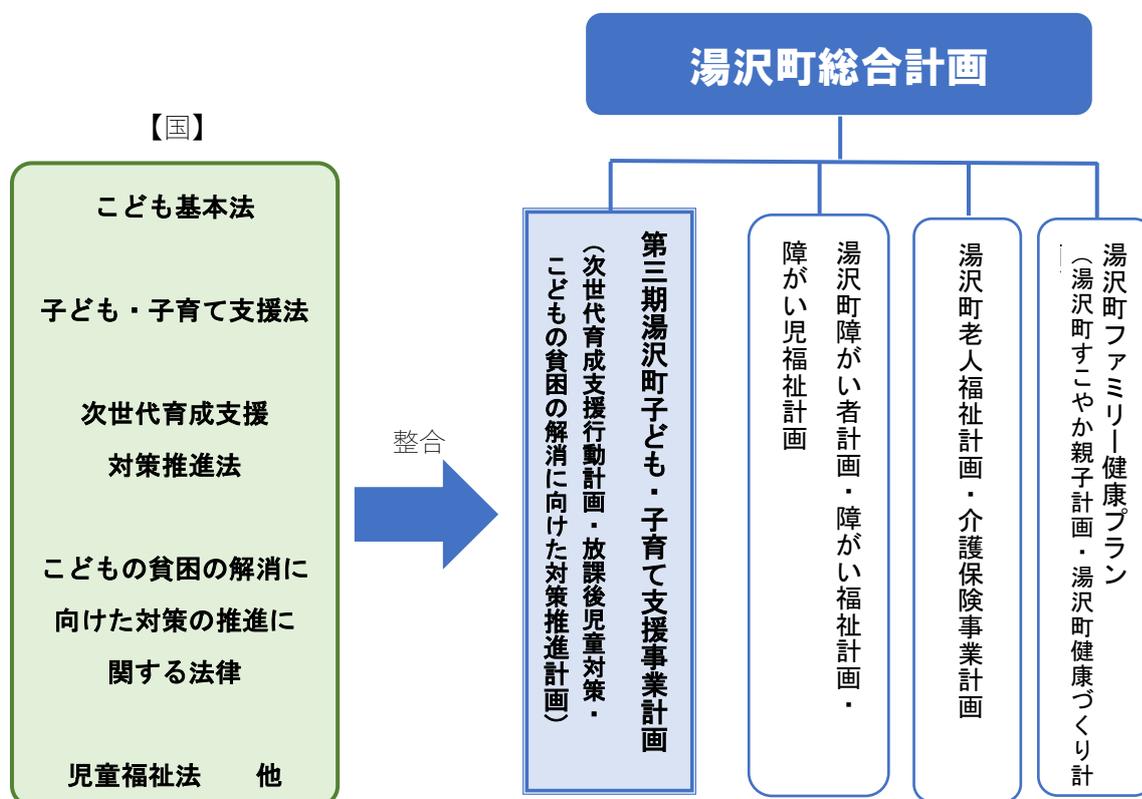
◆計画の策定にあたって

令和4年度に児童クラブ・総合子育て支援センターが建設され、新型コロナウイルス感染症による社会環境や生活スタイルの変化等、社会的な背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画と放課後児童対策及び、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画を包含した「第三期湯沢町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定します。また、こども基本法(令和四年法律第七十七号)に示される目的等に則し、こどもの人権、こどもの養育と愛護、こども意見表明の機会などを踏まえ、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することも含めた計画とします。

◆本計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条」に基づき、「湯沢町総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画、及び放課後児童対策パッケージ等を包含し、さらに「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として一体的に策定するものです。



◆計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度とします。

◆計画の基本的な考え方

計画の基本理念

基本理念は、「第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承し、以下のとおりとします。

あいさつのとびかう、あたたかい地域で子育てし、育ち合えるまち

すべての子どもが生まれてきたことに喜びを感じ、健やかに成長できるよう、世代を超えてお互いに思いやりをもった支え合いができるあたたかい地域づくりを目指します。

基本理念実現の数値目標

基本目標についても、見直しを行ってから時間的経過が少ないことから、「第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画（見直し）」の考え方を踏襲し、子どもが健やかに育ち、親が子育ての喜びを実感できるよう、社会全体で「子育て」と「子育て」を支援していくため、本計画の基本目標を次のように設定します。

1	地域における子育ての支援
2	子どもと母親の健康の確保と増進
3	子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備
4	子育てを支援する生活環境の整備
5	職業生活と家庭生活との両立の推進
6	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
7	子どもの安全の確保
8	支援が必要な子どもと家庭へのきめ細かな取組の推進

計画の基本的な視点

本計画における事業は、次にあげる視点を踏まえ実施していきます。

1 子どもの視点

子どもの視点に立って考え、子どもの権利と利益を最大限尊重します。

2 次代の親づくりという視点

今の子どもたちが親になった時、子育ての喜びを味わいたいと思えるような、次代の親を育むための支援を家庭・学校・地域が一体となり推進します。

3 サービス利用者の視点

核家族化の進行等の社会環境の変化や、町民の価値観の多様化、働き方等の多様化を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭が安心して利用できる子育て支援を推進します。

4 すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、子育ての喜びが実感できるよう、すべての子どもと家庭への支援を推進します。

5 社会資源の効果的な活用の視点

ボランティアや子育てサークル、地域で活動する人や団体等と連携して子育て支援を推進します。

6 サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上をはじめ、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

計画区域の設定と児童人口推計

本町は、平成26年度には町内の全小学校及び中学校を1施設に統合した湯沢学園が開校し、平成28年度には、同じ敷地内に町内の全保育園を統合した認定こども園が開園しました。これらのことから、本町における教育・保育提供区域は、引き続き全町を1つの区域として設定します。

児童数の推移と推計（人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	38	41	27	39	25	29	27	25	24	22
1歳	41	39	40	27	42	35	34	33	32	30
2歳	43	41	41	41	28	36	35	34	33	32
3歳	46	42	41	43	41	41	41	40	39	39
4歳	49	45	41	40	42	41	40	40	39	38
5歳	39	50	43	41	42	41	41	40	39	39
6歳	36	40	46	45	42	42	42	41	40	40
7歳	46	36	41	48	46	43	43	42	41	41
8歳	53	47	38	41	44	39	37	35	34	32
9歳	50	52	45	45	43	41	39	37	35	33
10歳	48	47	53	46	41	42	40	38	37	35
11歳	42	49	49	54	47	47	45	44	43	42
全体	531	529	505	510	483	477	464	449	436	423

資料：湯沢町「住民基本台帳（各年3月末現在）」
令和7年以降はコーホート変化率法による推計

施策体系

基本目標1

地域における子育ての支援

1. 量の見込みと提供体制、確保の方策
2. 地域における子育て支援サービスの充実
3. 保育サービスの充実
4. 子育て支援のネットワークづくり
5. 子どもの健全育成
6. 地域における人材育成

基本目標2

子どもと母親の健康の確保と増進

1. 子どもや母親の健康確保
2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
3. 「食育」の推進
4. 小児医療の充実

基本目標3

子どもの健やかな成長を目指した教育
環境の整備

1. 次代の親の育成
2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
3. 信頼される学校づくり
4. 幼児教育の充実
5. 家庭や地域の教育力の向上
6. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

1. 良質な住宅と良好な住居環境の確保
2. 安全な道路交通環境の整備
3. 安心して外出できる環境の整備
4. 安全・安心なまちづくりの推進

基本目標5

職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
2. 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標6

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

1. 切れ目ない支援施策

基本目標7

子どもの安全の確保

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
3. 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標8

支援が必要な子どもと家庭へのきめ細やかな取組の推進

1. 児童虐待防止対策の充実
2. ひとり親家庭の自立支援
3. 障がい児施策の充実

◆子ども・子育て支援事業施策の展開

1 量の見込みと提供体制、確保の方策

(1) 就学前の子どもに対する教育・保育

教育・保育の見込み量と確保方策（人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		182	180	176	180	180
1号認定		8	8	7	6	6
2号認定	保育	98	95	93	98	98
3号認定	0歳児	19	19	18	18	18
	1歳児	25	28	27	27	27
	2歳児	32	30	31	31	31
目標量		255	255	255	255	255
1号認定		20	20	20	20	20
2号認定	保育	145	145	145	145	145
3号認定	0歳児	20	20	20	20	20
	1歳児	30	30	30	30	30
	2歳児	40	40	40	40	40
保育利用率（％）		76.9	77.6	78.9	80.4	81.1

※保育利用率は『3歳未満児の確保量／3歳未満児数全体』で算出

(2) 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保量

事業名	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	見込み量	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保量	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域子育て支援拠点事業 （総合子育て支援センター）	見込み量	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	確保量	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
妊婦健康診査	見込み量	495	495	495	495	495
	確保量	495	495	495	495	495
乳児家庭全戸訪問事業	見込み量	38	37	37	36	36
	確保量	38	37	37	36	36
養育支援訪問事業	見込み量	5	5	5	5	5
	確保量	5	5	5	5	5
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	見込み量	（代）1回	（代）1回	（代）1回	（代）1回	（代）1回
		（実）11回	（実）11回	（実）11回	（実）11回	（実）11回
	確保量	（代）1回	（代）1回	（代）1回	（代）1回	（代）1回
		（実）11回	（実）11回	（実）11回	（実）11回	（実）11回
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	見込み量	ファミリー・サポート・センター事業や児童相談所と連携を図りながら				
	確保量	対応します。				
ファミリー・サポート・センター事業	見込み量	350	350	350	350	350
	確保量	400	400	400	400	400
一時預かり事業 （一般型）	見込み量	420	420	420	420	420
	確保量	500	500	500	500	500
一時預かり事業 （幼稚園型）	見込み量	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
	確保量	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
病児・病後児保育事業	見込み量	80	80	80	80	80
	確保量	200	200	200	200	200
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	見込み量（通年）	53	54	53	53	53
	1年生	19	20	20	20	20
	2年生	12	12	12	12	12
	3年生	10	10	9	9	9

事業名	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	4年生	9	9	9	9	9
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	1	1	1	1	1
	見込み量（長期）	25	24	25	26	26
	1年生	6	6	7	7	7
	2年生	7	6	6	7	7
	3年生	5	5	5	5	5
	4年生	4	4	4	4	4
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	1	1	1	1	1
	確保量	80	80	80	80	80
	施設数（箇所）	1	1	1	1	1
	放課後子ども教室	実施計画	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
連携型	実施計画	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
校内交流型		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
こども誰でも通園制度 （乳児等通園支援事業）	見込み量	40	40	40	40	40
	0歳児	20	20	20	20	20
	1歳児	12	12	12	12	12
	2歳児	8	8	8	8	8
	確保量	40	40	40	40	40
	0歳児	20	20	20	20	20
	1歳児	12	12	12	12	12
	2歳児	8	8	8	8	8
子育て世帯訪問支援事業	見込み量	3	3	3	3	3
	確保量	2	3	3	3	3
親子関係形成支援事業	見込み量	5	6	6	6	6
	確保量	5	6	6	6	6
児童育成支援拠点事業	外部団体等と連携しながら、子どもの居場所づくり事業の中で支援を行っていきます。					
妊婦等包括相談支援事業	見込み量	120	120	120	120	120
	確保量	120	120	120	120	120
産後ケア事業	見込み量	19	19	19	19	19
	確保量	19	19	19	19	19
地域子育て相談機関	見込み量	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保量	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

◆こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画

1 こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画

本町においては、「子供の貧困対策に関する大綱」における重点施策に基づき、子どもの貧困対策推進計画を策定することとし、「第二期湯沢町子ども・子育て支援事業計画」と一体的な見直しを行いました。

更に令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、「第三期湯沢町子ども・子育て支援事業計画」の策定に合わせて、計画改定を行います。

2 町の取組

- (1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4) 経済的支援

【主な取組】

教育の支援	教育相談員配置事業 介助員配置事業利用者支援事業 通学費補助事業 奨学金貸与事業 A L T 配置事業 湯沢産コシヒカリ給食材料費補助事業 地域子育て支援拠点事業	利用者支援事業 療育発達支援事業 児童生徒就学支援委員会 地域における学習支援等の実施 保育体制の強化 保小連携事業 幼児教育・保育の無償化
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

生活の安定に 資するための 支援	すくすく子育て応援金 ひとり親家庭等医療費助成 子ども医療費助成 未熟児養育医療費助成 妊婦健康診査費助成 妊産婦医療費助成 妊婦等包括相談支援事業 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業） 乳幼児健康診査の実施 幼児歯科健診の実施 未就園児の保護者への食育教室 年長児親子食育事業 親子歯磨き教室 歯磨き教室（湯沢小学校） こころとくらしの総合相談会 地域ささえあいネットワーク検討会 生活保護 自立支援医療（育成医療）給付 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 障害児福祉手当 有料道路の通行料金の割引 心身障がい者タクシー利用料金助成 高齢者・障がい者向け住宅整備補助金事業 精神障がい者通院交通費助成 精神障がい者医療費助成 補装具費の支給（自立支援給付） 重度心身障害者医療費助成 身体障害者用自動車改造等助成事業（地域生活支援事業） 日常生活用具の給付（地域生活支援事業） 特定相談支援事業（基本相談支援）	小口資金貸付事業 母子父子等福祉事業 養育支援訪問事業 要保護児童対策地域協議会代表者会議及び子育て支援連絡会（実務者会議）による関係機関の連携強化 世帯の所得による保育料の決定 低所得世帯における保育料の減免（未満児） 低所得世帯等のこども園の延長保育料、時間外保育料の免除 低所得世帯等の一時預かり事業利用料の免除 低所得世帯の病児・病後児保育利用料の減免 低所得世帯等の放課後児童クラブ利用料の減免 保護者の育児負担の軽減 地域交流センターにおける子どもの居場所の提供 園児に対する食育の推進 ひとり親子育て世帯や多子子育て世帯における町営住宅の優先入居 ★3歳以上児から中学生の給食費の無償化 外部団体等による子どもの居場所づくり事業の実施に対する支援 子ども家庭総合支援拠点の設置 放課後等子どもの居場所づくり 子育て世帯訪問支援事業 ヤングケアラーへの支援
---------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	求人情報の配架 出張労働相談会の開催
--------------------------------------	-----------------------

経済的支援	児童扶養手当の支給 児童手当の支給 特別児童扶養手当の支給 就学援助事業 通学費補助事業 奨学金貸与事業
--------------	---------------------------------------------------------------------

◆計画の推進体制

- 本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたもので、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。
- 子育て支援は社会全体で解決する問題であるという視点から、本町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、町民一人一人が行政と協力して計画を推進します。
- 国や県、他市町村とも連携して、施策の推進を図ります。

第三期湯沢町子ども・子育て支援事業計画

（次世代育成支援対策行動計画・放課後児童対策・こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画）

（概要版）

発行 令和7年3月
湯沢町 子育て教育部 子育て支援課